

物品購入等に関する質問及び回答

事業名： 令和7年度 基幹系個別業務システム更改賃貸借事業（リース）

No.	質 問 事 項	回 答
1	賃貸借契約書 約款 第16条について、千曲市で過去に長期継続契約の解除・変更した実績はあるか。また、変更又は解除となった場合、リース残金は一括で支払ってもらえるのか。	当課（管財契約課）で把握する限りでは、長期継続契約の解約・変更をした実績はありません。 また、解除又は変更となった場合に生じた損害に関する賠償の額、支払い方法等については、賃借人と賃貸人との協議により決定いたします。
2	動産総合保険の付保について、保険金限度額が逡減する通常の保険で良いか。	構いません。
3	不測の事態を原因とした納期遅延が発生した場合、指名停止や違約金等が発生することはない、リース会社に責任は無いとの認識で良いか。	契約書約款 第7条および第13条 において、「賃貸人」を「売主」に変更することについて、売主と協議の上、売主の承諾を得た場合は、その認識で差支えありません。
4	入札通知書に記載している入札保証金について、千曲市財務規則第110条に「入札に参加しようとする者が過去2年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」とあるが、過去2年間に契約締結した契約及び契約完了した契約が対象との理解で良いか。	千曲市財務規則第110条第1項第2号について、過去2年以内に契約完了した契約が対象となります。 なお、当市の入札会における入札保証金の取扱は、千曲市財務規則第110条第1項第3号の規定により原則免除としています。

物品購入等に関する質問及び回答

事業名： 令和7年度 基幹系個別業務システム更改賃貸借事業（リース）

No.	質 問 事 項	回 答
5	千曲市財務規則第124条に「契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。」とあるが、過去2年間に契約締結した契約及び契約完了した契約が対象との理解で良いか。	千曲市財務規則第124条第3項第3号の規定による契約保証金の免除とする場合は、過去2年間に契約を履行した実績（完了した）契約が2件以上ある者が対象となります。
6	入札金額に保守は含まれていないとの認識で良いか。	ご認識のとおりです。
7	ソフトウェアへの動産総合保険は不付保となるが良いか。	構いません。
8	ソフトウェアについて、本案件は無償譲渡となるが、リース会社は著作権（処分権）を有してないため、満了後の使用権については売主が無償譲渡を承認しているとの認識で良いか。	売主から承認していただいております。

物品購入等に関する質問及び回答

事業名： 令和7年度 基幹系個別業務システム更改賃貸借事業（リース）

No.	質 問 事 項	回 答
9	本事業は売主が千曲市指定のため、①納入遅延が発生した場合には、当該問題は千曲市と売主間で解決されるものとし、リース会社に責任は生じず、指名停止等の処分や賠償請求等はないとの認識で良いか。②契約不適合責任及び物品引き渡し後の危険負担責任はリース会社にはないとの認識で良い	契約書約款 第7条および第13条 において、「賃貸人」を「売主」に変更することについて、売主と協議の上、売主の承諾を得た場合は、その認識で差支えありません。
10	リース料の支払いは、初回は令和8年1月～令和8年3月の3ヶ月分を令和8年1月末日、以降は毎年度分を各年度4月末日支払い、最終年度は令和12年4月～12月の9ヶ月分を令和12年4月末日までに支払う。という認識で良いか。	初回は令和8年1月から令和8年3月の3ヵ月分を令和8年1月末日までに請求していただき、請求書を受領してから30日以内に支払います。以降は毎年度分を各年度4月末日までに請求していただきますが、初回と同様、請求書を受領してから30日以内に支払います。
11	契約書約款 第6条（第三者に及ぼした損害）について、導入物件が偶発的な損害を及ぼした際に賃借人又は売主が損害賠償する認識で良いか。	ご認識のとおりです。 契約書約款 第6条 について、落札業者決定後、協議することにより修正又は削除することを可とします。
12	契約書約款 第14条（賃貸借物の滅失等）について、リース物件の一部が滅失した際に減額されるとあるが、滅失部分を中途解約して賃借人へ解約金を請求することはできるか。	本事業はリース物件の保守・管理を売主が実施することとなりますので、リース期間中にリース物件の一部が使用・収益できなくなった場合は、当市と売主との協議により対応することとします。
13	契約書約款 第31条（相殺）の削除は可能か。	契約書約款 第31条 について、落札業者決定後、協議することにより修正又は削除することを可とします。